令和元年度道路交通管理統計の概要

国土交通省　道路局　道路交通管理課

1　はじめに

道路交通管理統計は、全国の道路における道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即した道路交通管理のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、毎年度作成している。

なお、調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定され、道路管理者が管理しているすべての道路を対象としており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含まれていない。

項目・内容については次のとおりである。

道路管理の現況

- 道路監理員の任命状況
- 道路管理用車両の保有状況
- 道路パトロールの実施実績
- 道路情報管理施設等の設置状況

異常気象時の対応

- 道路災害の発生状況
- 異常気象時の通行規制実績
- 異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績
- 道路情報モニターの活動実績

違法車両の取締り等

- 特殊車両の指導取締り実績
- 路上放置車両の処理実績

2　令和元年度道路交通管理統計の概要

1　道路管理の現況

道路交通管理統計においては、道路管理の現況を知るため、道路の管理体制、施設の整備状況について調査を行っている。

《道路情報管理施設等の設置状況について》

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、又は道路利用者に当該情報を提供するために設置される施設であり、道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等が含まれる。

(1) 道路情報板等の設置状況

令和２年４月１日現在における主な施設の整備状況は、道路情報板が26,031基（うち電光式21,495基）、車両監視用テレビは34,678基、ビーコンは5,553基となっている。近年においては、電光式道路情報板や警報表示板による道路利用者への道路情報提供の充実を図るとともに、車両監視用テレビによる道路の利用状況の把握に努めている。（表１、図１、図２参照）

表１　道路情報管理施設等の設置状況（令和２年４月１日現在）

施設 / 道路種別		道路情報板（基）					警報表示板（基）			車両監視用テレビ（台）			交通量測定器（基）			路側放送（区間）	ビーコン（基）	道路交通遮断装置（基）
		A型	B型	C型	電光式	計	ﾄﾝﾈﾙ	その他	計	ﾄﾝﾈﾙ	その他	計	料金所	その他	計			
高速自動車国道		0	0	0	6,604	6,604	1,905	36	1,941	7,678	3,679	11,357	362	3,576	3,938	328	2,800	684
本州四国連絡道路		0	0	0	155	155	30	8	38	61	38	99	0	38	38	0	40	0
都市高速道路		12	34	6	1,333	1,385	313	2	315	2,424	2,150	4,574	345	4,169	4,514	35	762	194
一般国道	指定区間内	21	3	4	5,000	5,028	2,107	185	2,292	3,894	9,922	13,816	0	1,026	1,026	64	1,526	953
	指定区間外	82	206	684	2,312	3,284	1,337	122	1,459	326	641	967	0	20	20	44	5	243
都道府県道		146	405	2,275	3,679	6,505	1,252	415	1,667	308	813	1,121	9	32	41	16	0	1,186
市町村道		198	30	380	489	1,097	319	651	970	115	427	542	0	15	15	8	3	178
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	0	0	0	1,451	1,451	306	2	308	903	521	1,424	36	707	743	38	417	61
	地方道路公社	0	29	21	472	522	232	21	253	393	385	778	283	98	381	13	0	351
計		459	707	3,370	21,495	26,031	7,801	1,442	9,243	16,102	18,576	34,678	1,035	9,681	10,716	546	5,553	3,850

注（1）　施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
（2）　道路情報板の種類は、「道路情報装置の規格について」（昭和47年９月27日付け建設省道企発第52号道路局企画課長通達）を基に、下記の区分とした。
　A　型　：　オーバーヘッド型式のもの。
　B　型　：　路側設置型で表示幕により表示するもの。
　C　型　：　路側設置型で表示板により表示するもの。
　電光式　：　オーバーヘッド型、路側設置型といった型式にかかわらず、電光式のもので、電球又はLEDにより文字を形成するもの。
（3）　警報表示板は、専らトンネル内事故、雪崩等災害の発生を表示するものを、トンネル内事故発生を表示するため設置したものとその他のものを区別して計上した。
（4）　車両監視用テレビは、道路交通の状態を監視するため設置したテレビカメラで、トンネル内の状態を監視するためのものとその他のものを区別して計上した。
（5）　路側放送とは、路側に設置された中波放送機（モノポールアンテナ、誘導通信ケーブル）により、車載のカーラジオを通じて、道路交通情報を常時提供できるシステムをいい、中波放送機１基の放送区間を１箇所とし、同一区間であっても、２基の放送機によって上下線で異なる放送を行っている場合は、２箇所として計上した。
（6）　ビーコンとは、VICS（道路交通情報通信システム：電波を用いて、リアルタイムで道路交通情報等運転者が必要とする情報を車載のコンピュータに提供するシステム）における発信器として、道路管理者が路側に設置したものをいう。

図１　道路情報管理施設等の設置状況（令和２年４月１日現在）

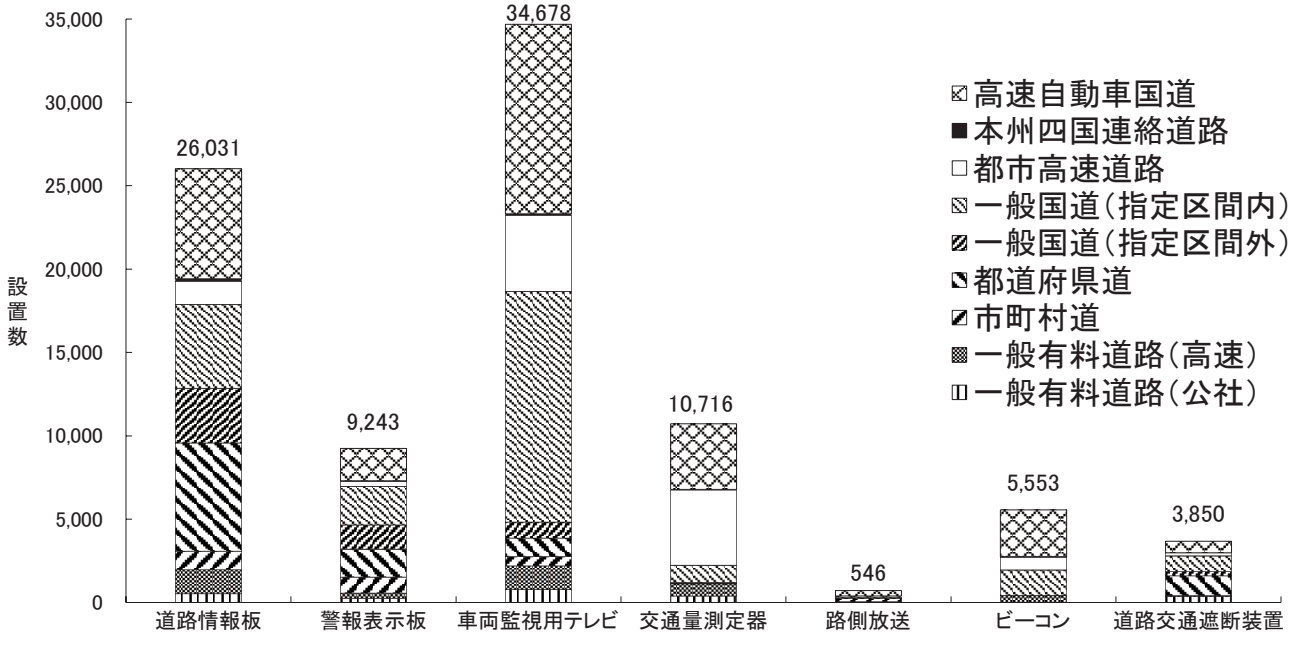

図2　道路情報管理施設等の設置の推移（過去10年）

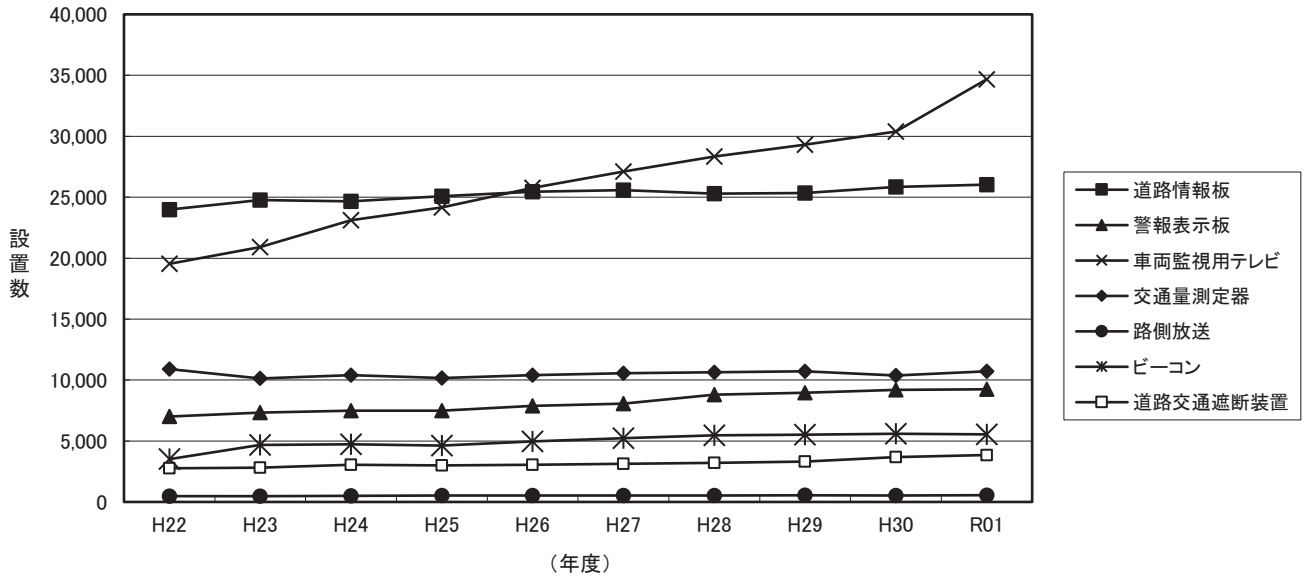

(2) 気象観測装置の設置状況

令和２年４月１日現在における主な施設の整備状況は、雨量計が7,987基、温度計が8,361基、積雪深計が2,939基、風速計が2,694基となっている。（表2、図3、図4参照）

表２　気象観測装置の設置状況（令和２年４月１日現在）

（基）

装置 / 道路種別		雨量計				温度計			積雪深計			路面凍結観測装置			風速計			視程障害観測装置		
		道路管理者設置		その他の者の設置	計															
		自動伝達	その他			自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計
高速自動車国道		1,062	52	1	1,115	1,063	3	1,066	282	55	337	1,124	0	1,124	906	0	906	500	1	501
本州四国連絡道路		14	0	0	14	21	0	21	0	0	0	20	0	20	21	0	21	17	0	17
都市高速道路		57	0	0	57	109	3	112	10	0	10	66	3	69	63	2	65	22	0	22
一般国道	指定区間内	1,302	21	37	1,360	1,553	317	1,870	767	53	820	1,045	72	1,117	769	8	777	180	0	180
	指定区間外	185	31	480	696	525	1,432	1,957	520	58	578	271	36	307	92	31	123	27	1	28
都道府県道		460	143	1,858	2,461	785	1,706	2,491	715	78	793	394	117	511	240	81	321	123	25	148
市町村道		387	170	1,499	2,056	297	317	614	139	238	377	28	10	38	177	125	302	2	2	4
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	126	8	0	134	116	0	116	9	1	10	143	0	143	103	0	103	35	0	35
	地方道路公社	79	6	9	94	98	16	114	9	5	14	41	5	46	65	11	76	98	9	107
計		3,672	431	3,884	7,987	4,567	3,794	8,361	2,451	488	2,939	3,132	243	3,375	2,436	258	2,694	1,004	38	1,042

注（1）　施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
（2）　自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管理者の事務所等に観測結果を伝達するものをいう。
（3）　視程障害観測装置とは、透過率計、ITV等の霧、吹雪等による視程障害の程度を観測する装置をいう。

図3　気象観測装置の設置状況（令和2年4月1日現在）

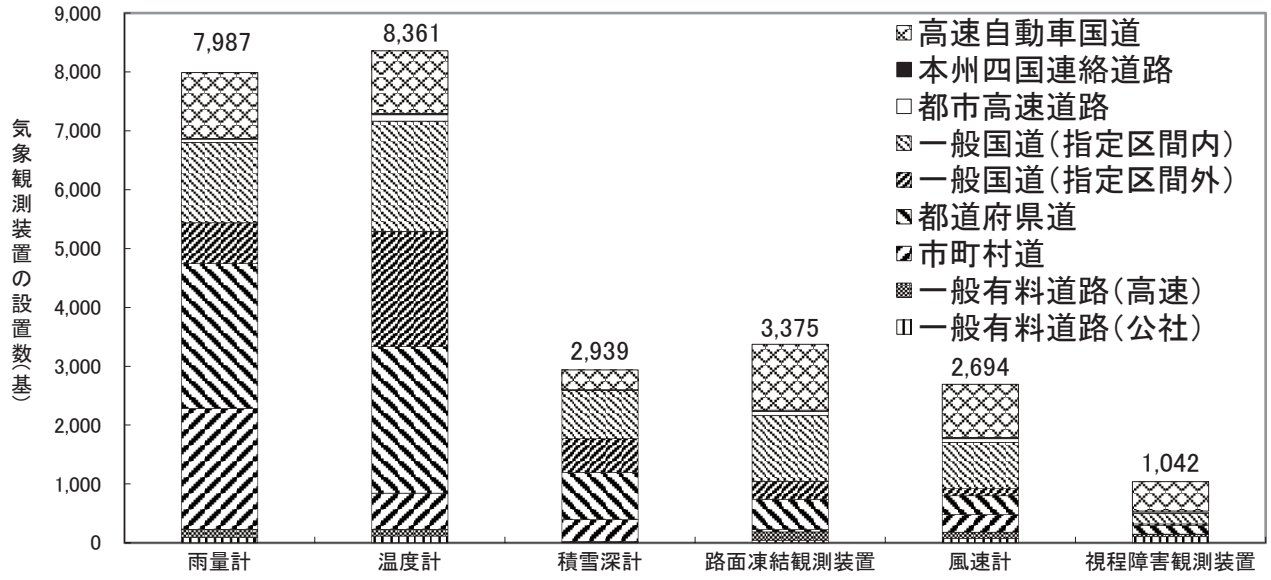

図4　気象観測装置の設置の推移（過去10年）

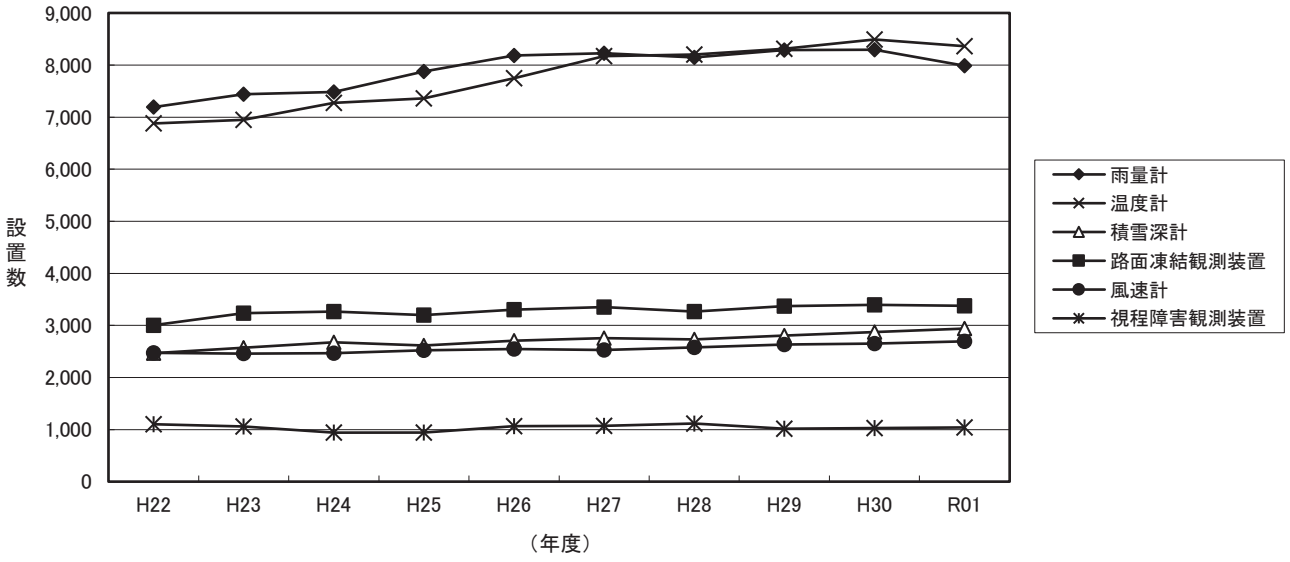

2　異常気象時の対応

《異常気象時における通行規制実施について》

道路管理者は、道路及びその周辺の状況から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を「異常気象時通行規制区間」として指定するとともに、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に基づき、事前の通行規制を行うための「道路通行規制基準」を作成し、通行止め等の規制をしている。また、その他の区間についても、道路管理者は緊急の必要があるとき、必要な限度において、一時的に通行を規制することができる。

令和元年度の通行止め回数は14,984回となっており、前年度に比べ約2割減少した。うち豪雨によるものは11,593回と全体の約8割近くを占めている。

令和元年においては、8月に前線に伴う大雨により、九州北部を中心に記録的な大雨となり、大規模な浸水被害や道路の冠水などを受けた交通障害が多数発生した。10月には、台風19号により広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に河川の氾濫や土砂災害が数多く発生した。道路においても東日本を中心に高速道路や国が管理する国道等の幹線道路が被災し、交通障害が多数発生した。

（表3、図5参照）

表3　異常気象時の通行止め実績（令和元年度）

（回）

原因 / 規制区間内外の別 / 道路種別			豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計
高速自動車国道		内	9	0	0	0	1	0	0	0	0	0	93	103
		外	153	6	23	49	2	0	8	172	0	0	61	474
		計	162	6	23	49	3	0	8	172	0	0	154	577
本州四国連絡道路		内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		外	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
		計	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
都市高速道路		内	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
		外	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		計	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	6
一般国道	指定区間内	内	121	0	0	0	0	5	0	2	4	0	2	134
		外	110	2	10	13	5	5	1	17	28	5	11	207
		計	231	2	10	13	5	10	1	19	32	5	13	341
	指定区間外	内	1,001	1	4	0	19	2	0	19	3	0	42	1,091
		外	319	0	3	0	3	0	0	14	11	8	48	406
		計	1,320	1	7	0	22	2	0	33	14	8	90	1,497
都道府県道		内	2,636	0	10	42	24	0	0	112	61	3	132	3,020
		外	1,618	4	23	96	12	5	0	91	7	24	356	2,236
		計	4,254	4	33	138	36	5	0	203	68	27	488	5,256
市町村道		内	1,239	8	20	2	7	0	0	208	8	83	84	1,659
		外	4,323	32	28	3	30	1	60	339	29	349	207	5,401
		計	5,562	40	48	5	37	1	60	547	37	432	291	7,060
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		外	16	0	0	4	0	0	0	93	0	0	0	113
		計	16	0	0	4	0	0	0	93	0	0	0	113
	地方道路公社	内	37	0	28	0	1	8	0	13	2	0	0	89
		外	10	0	0	0	0	0	0	2	0	0	27	39
		計	47	0	28	0	1	8	0	15	2	0	27	128
計		内	5,043	9	62	44	52	15	0	359	78	86	353	6,101
		外	6,550	44	87	165	52	11	69	734	75	386	710	8,883
		計	11,593	53	149	209	104	26	69	1,093	153	472	1,063	14,984

注1）道路管理者が道路法第46条に基づき実施した通行止を、主たる原因別に計上した。

2）規制区間内外の別の「内」は規制区間内で実施した規制を、「外」は規制区間外で実施した規制をさす。
なお、規制区間とは、「異常気象時における道路通行規制要領」（昭和44年4月1日付け建設省道政発第16号及び第16号の2建設省道路局長通達別紙）第二に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」（昭和45年9月18日付け建設省道政発第84号及び84号の2建設省道路局長通達）記二に規定する特殊通行規制区間をいう。

3）規制区間内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。

4）通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止は計上していない。

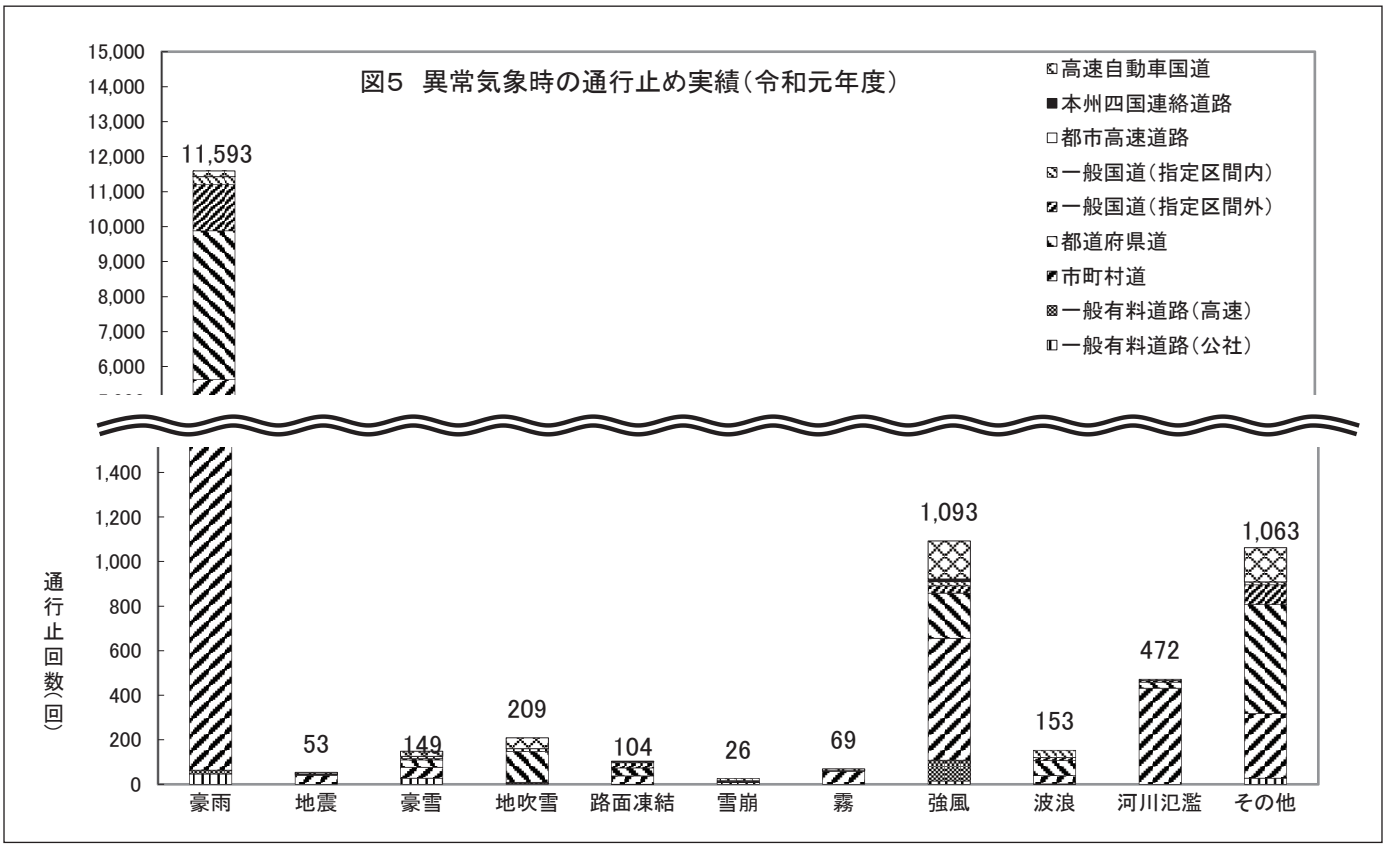

3　違法車両の取締り等

(1) 特殊車両の指導取締りについて

道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両を通行させようとする者は、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行期間等を申請し、道路管理者による審査及び許可を受ける必要がある（特殊車両通行許可制度）。このため道路管理者は、車両制限令に定める基準値を超えている車両で、道路法第 47 条の 2 第 1 項に基づく特殊車両通行許可（以下「通行許可」という。）を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両の指導、取締りを行っている。

令和元年度における指導、取締り対象車両 45,834 台のうち、許可を受けないで通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両は 4,845 台（約 10%）となっている。（表 4 参照）

表 4　特殊車両の指導取締り実績（令和元年度）

道路管理者		取締り活動			対象車両（台）	違反車両	措置内容					
		回数（回）	人員（人）	時間（時間）			指導警告（件）	措置命令（件）	許可取消		刑事告発	
									取締りに係るもの	事故に係るもの	取締りに係るもの	事故に係るもの
東・中・西日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社（高速自動車国道）	1,343	12,815	3,952	6,626	902	177	725	0	0	3	0
	中日本高速道路株式会社（高速自動車国道）	1,071	16,138	4,483	11,956	1,160	293	867	0	0	1	0
	西日本高速道路株式会社（高速自動車国道）	1,239	12,440	3,724	5,713	655	200	455	0	0	1	0
	小　計	3,653	41,393	12,159	24,295	2,717	670	2,047	0	0	5	0

道路管理者		取締り活動			対象車両（台）	違反車両	措置内容					
		回数（回）	人員（人）	時間（時間）			指導警告（件）	措置命令（件）	許可取消		刑事告発	
									取締りに係るもの	事故に係るもの	取締りに係るもの	事故に係るもの
本州四国連絡高速道路株式会社		159	1,529	14	818	122	47	75	0	0	0	0
首都・阪神高速道路株式会社等	首都高速道路株式会社	1,336	9,421	2,785	1,330	333	7	326	0	0	1	0
	阪神高速道路株式会社	2,678	16,074	6,703	707	271	93	178	0	0	0	0
	名古屋高速公社	411	1,255	193	12,725	4	4	0	0	0	0	0
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4,425	26,750	9,680	14,762	608	104	504	0	0	1	0
地方整備局等	北海道開発局	59	413	112	208	86	82	4	0	0	0	0
	東北地方整備局	39	760	73	177	51	47	4	0	0	0	0
	関東地方整備局	92	1,116	189	473	203	190	13	0	0	0	0
	北陸地方整備局	17	394	32	95	24	17	7	0	0	0	0
	中部地方整備局	70	851	137	161	83	60	23	0	0	0	0
	近畿地方整備局	85	850	170	440	220	216	4	0	0	0	0
	中国地方整備局	76	918	128	266	106	89	17	0	0	0	0
	四国地方整備局	46	492	69	122	49	49	0	0	0	0	0
	九州地方整備局	103	1,628	200	392	122	116	6	0	0	0	0
	沖縄総合事務局	21	165	42	94	27	25	2	0	0	0	0
	小計	608	7,587	1,150	2,428	971	891	80	0	0	0	0
都道府県		69	542	135	87	46	44	0	0	0	0	0
指定市		8	58	8	108	21	15	0	0	0	0	0
市町村		1	1	5	1	20	1	0	0	0	0	0
一般有料道路	東日本高速道路株式会社	161	1,077	496	784	160	22	138	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社	108	1,215	429	2,015	130	22	108	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社	112	1,193	409	536	50	13	37	0	0	0	0
	地方道路公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	381	3,485	1,334	3,335	340	57	283	0	0	0	0
計		9,304	81,345	24,484	45,834	4,845	1,829	2,989	0	0	6	0

注1）許可取消、刑事告発以外の欄については、指導取締り基地等における取締りのみを計上し、他の業務に付随して行った取締り（例えば、料金収受業務中に、付随的に料金所の軸重計により違反者を発見し、措置を行った場合。）は含まない。

2）許可取消、刑事告発の欄については、指導取締り基地における取締りの際の措置命令違反、常習違反による件数のほか、道路法47条第1項の規定又は許可条件に違反して車両を通行させ、重大事故を発生させたことによるものを含む。

3）措置内容の区分は、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号建設省道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」による。

指導警告：措置命令の必要がない程度が軽微である場合に、文書をもって再発防止等を指導警告すること。

措置命令：違反車両に対し、車両構造の一部取り外し又は積載貨物の分割による重量、寸法の軽減措置、通行の中止、通行条件の遵守等を文書をもって命令すること。

(2) 路上放置車両の処理について

令和元年度の発見台数は2,048件（表5参照、図6の放置車両発見台数は、前年度以前からの繰越分を含んでいる）となっており、平成17年の自動車リサイクル法の施行、及び平成18年の違法駐車対策に伴う車検拒否制度の導入による民間の駐車監視員の巡回などの効果により、路上放置車両は年々減少傾向にある。

令和元年度の路上放置車両発見台数（前年度からの繰越分を含め2,687 台）のうち約79%（2,124台）が指定市及び市町村が管理する道路において発見されたものである。（表5、図6参照）

表５　路上放置車両の処理実績（令和元年度）

道路管理者		放置車両発見台数	放置車両処理台数						未処理
			所有者撤去台数	道路管理者撤去台数		清掃当局撤去台数	警察撤去台数	計	
				廃棄物	違法放置物件				
東・中・西日本高速道路株式会社		64	35	5	0	0	1	41	23
		(100)	(8)	(25)	(2)	(0)	(0)	(35)	(65)
本州四国連絡高速道路株式会社		2	0	0	0	0	2	2	0
		(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
首都・阪神高速道路株式会社等		19	6	0	0	0	11	17	2
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
地方整備局等		133	68	18	22	1	2	111	22
		(96)	(10)	(16)	(28)	(0)	(1)	(55)	(41)
都道府県		117	36	14	17	0	1	68	49
		(27)	(4)	(9)	(2)	(0)	(0)	(15)	(12)
指定市		477	209	139	4	13	6	371	106
		(126)	(44)	(33)	(1)	(4)	(0)	(82)	(44)
市町村		1,232	471	205	252	1	4	933	299
		(289)	(47)	(31)	(32)	(2)	(0)	(112)	(177)
地方道路公社		4	1	0	0	0	1	2	2
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	令和元年度分	2,048	826	381	295	15	28	1,545	503
	繰越分	(639)	(114)	(114)	(65)	(6)	(1)	(300)	(339)
	合計	2,687	940	495	360	21	29	1,845	842

注 1）ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。
2）発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。
3）所有者撤去台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。
4）道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して（路上放棄車処理協力会から寄付を受けた場合も含む。）、自ら又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。
5）清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。
6）警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを計上している。
7）上段は当該年度分。下段括弧書きは、前年度以前からの繰越分。ただし、繰越分が把握できない管理者分は計上していない。

図6　路上放置車両の処理実績の推移(過去10年)

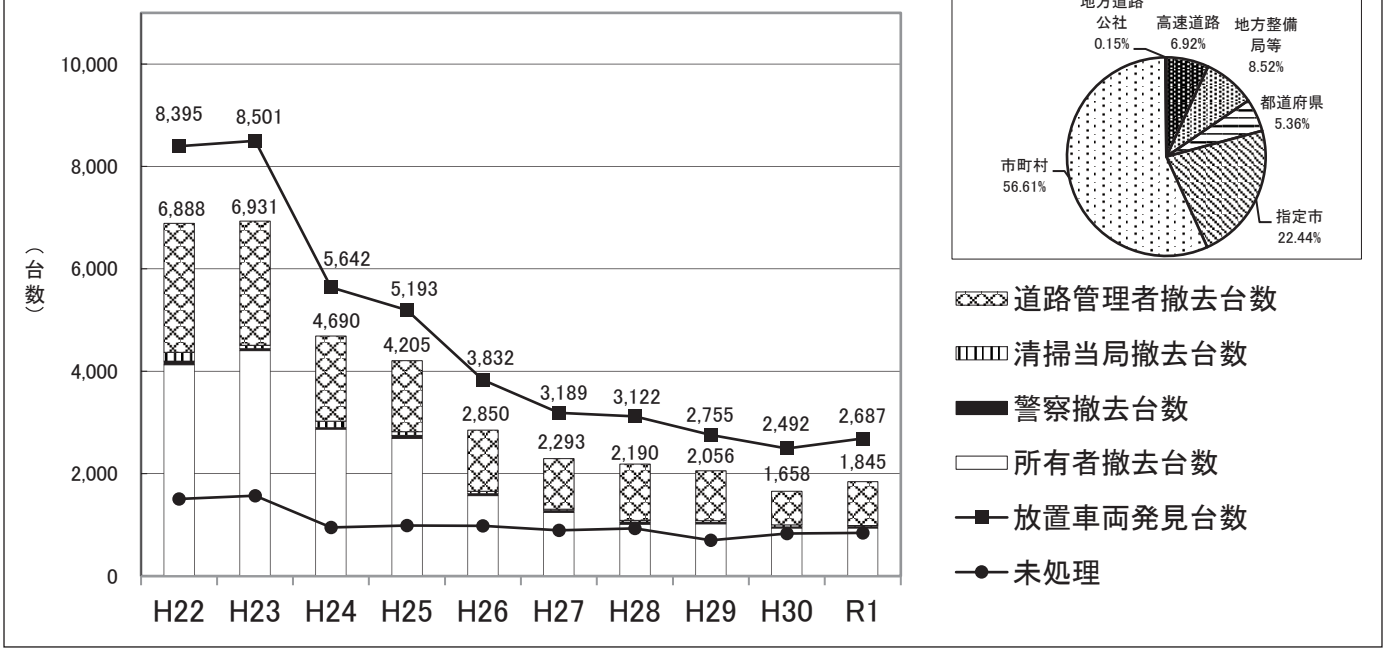

放置車両処理台数のうち、道路管理者が撤去した台数は 855 台であり、処理台数全体に占める割合は約 46％と未だ多い状況にある。また、未処理台数は 842 台で発見台数の約 31％を占めており、依

然として多くの車両が処理されず次年度以降に繰り越されている現状にある。このような連鎖を早く終わらせるため、警察と連携し、今後とも路上放置車両対策に取り組んでいかなければならない。

3 おわりに

わが国は、国土の７割以上が山地であり、そのうえ地震や火山、不安定で脆弱な地質の地域が広範囲に分布している。またモンスーン気候帯に属し、毎年のように台風、豪雨、豪雪等が発生するなど厳しい自然条件下にある。

このような条件下にあって、いかにして道路の機能を最大限に発揮させ、安全で円滑な道路交通を確保するかが大きな課題となる。

基本的には、道路の建設及び管理を通じて常に道路の安全性の向上に取り組むとともに、現在備えた安全性を超えると予想されるような異常事態に対しては、道路交通を適切に誘導、規制することにより、災害による事故の発生を未然に防止することが重要である。

道路管理者は、異常気象時においてはパトロールの強化や関係機関との密接な連携を図るなど、迅速かつ的確な情報収集や状況把握を行い、道路利用者の安全確保のため、適時の通行規制を行うなど必要な措置を講ずることが必要である。

また、道路法は、道路構造の保全又は交通の危険防止のため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めており、当該制限を超える車両を通行させるためには、通行させようとする者の申請に基づいて、道路管理者の許可を受けることとされている。物流の効率化などによる車両の大型化が求められる中で、他方では、橋梁など道路構造物の老朽化が進んでおり、道路への負荷を軽減することが従前にも増して求められているところであり、これまで、取締り強化や悪質な違反者に対しての厳罰化を行うとともに、トラック事業者のみならず荷主にも責任とコスト等を適切に分担させるため、基地取締り時の違反者への荷主情報の聴取の取組みについて、関係者とも連携しながら実施しているところである。

今般、大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し生産性が低下していること、過積載等の法令違反も依然として散見される状況等を踏まえ、道路法改正（令和２年５月27日公布）により、通行の迅速化のため、データベースを活用した、国による一元的な通行経路の確認制度を創設することとしたところであり、さらに、過積載を捕捉するため、通行させた者に対し、通行経路や重量等を記録し、保存する義務を課した上で、国土交通大臣は事後的に通行経路、重量等について報告を求めることができることとしたところである。

今後も大型車両の通行のより一層の適正化を図るため、指導取締体制や関係機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、多様化する道路利用者の道路交通情報に対するニーズに応えるため、従来の道路交通情報の提供をより充実させ、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、さらなる情報発信技術の高度化を検討していかなければならない。

以上のような道路管理上のさまざまな課題を分析、検討するための資料として、全国の道路管理者が本調査結果を活用していただければ幸いである。

最後に、本調査にご協力いただいた全国の担当各位に、この場をお借りして御礼申し上げたい。